

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
を翌日
に替る)

鳥取県告示第五百二十一号
次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法
(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。
昭和四十年十月十九日
鳥取県知事 石 破 二 朗

目次

- ◇ 告 示 解除予定の保安林にする旨の通知
臨港地区内の分区の指定
海岸保全区域の指定
土地の立入りの通知
家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 公安告示 風俗営業等取締法による聴聞の実施
道路交通法による聴聞の実施
- ◇ 公 告 収用委員会の審理の開催

告 示

一 商港区

次の基点を順次結んだ線と水際線に囲まれた陸域

基点一 米子市旗ヶ崎六一番坂口新田一二三の一番地護岸北角から八・〇メートル南の地点

〃 二 基点一から一二度二〇分 五〇・〇メートルの地点(灘町一四八番地)

〃 三 〃 二から一二度三〇分 四九・〇〃 (〃 一四九番地)

〃 四 〃 三から 九三度三〇分 九七・〇〃 (〃 一五〇番地)

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡用瀬町大字川中字背戸山七四六
- 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由
発電施設附帯敷地とするため

鳥取県告示第五百二十二号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十九条の規定により、米子港臨港地区内の分区を次のとおり指定する。

昭和四十年十月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 五 四から一〇一度〇〇分 一五七・〇〇〃 (〃 五五番地)
- 六 五から一六一度三〇分 一六・〇〇〃 (〃 五六ノ二番地)
- 七 六から一三四度四五分 四五・〇〇〃 (〃 一〇二ノ一番地先)
- 八 七から二六三度〇〇分 二八・〇〇〃 (〃 一二一番地先岸壁)

二 漁港区

次の基点を順次結んだ線と水際線に囲まれた陸域

基点一 商港区の基点八と同一の地点

- 二 七と同一の地点
- 三 基点二から一三四度四五分 一三・〇メートルの地点 (灘町一〇二番地)
- 四 三から一七〇度一五分 六四・〇〇〃 (〃 一一〇番地)
- 五 四から八九度〇〇分 三五・〇〇〃 (〃)
- 六 五から一六一度〇〇分 五九・〇〇〃 (内町一六九番地)
- 七 六から二五一度〇〇分 二〇・〇〇〃 (〃)
- 八 七から二六九度〇〇分 一四・〇〇〃 (〃)

鳥取県告示第五百二十三号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定に基づき、海岸保全区域を次のように指定する。

昭和四十年十月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定番号	海岸名	区	域
48	鳥取県鳥取沿岸 宝木海岸 東浜地区海岸	二 基点一から 三 基点二から 四 三から 五 四から 六 五から 七 三から 八 一から	次の基点を順次結んだ線及び基点八と基点一を結んだ線によつて囲まれた区域 鳥取県高気高町大字宝木東浜一、五六一 番地の標杭 八六度〇〇分四四〇メートルの点 八四度三〇分一八〇〃 七六度〇〇分一〇七〃 六八度三〇分一四一〃 五五度〇〇分一〇〇〃 三五〇度三〇分 六七〃 一から三五六度〇〇分 六九〃

鳥取県告示第五百二十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十年十月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称

建設大臣

二 事業の種類

一般国道百八十一号改築工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

鳥取県日野郡日野町板井原、金持及び高尾地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和四十年十月 十五日から

昭和四十一年三月三十一日まで

鳥取県告示第五百二十五号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査、ピロプラズマ病検査、ひな白痢検査、ニューカッスル病予防注射、だに駆除及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して、検査、注射及び投薬を受けることを命ずる。

昭和四十年十月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、肝てつ症、ピロプラズマ病、ひな

白痢及びニューカッスル病予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 結核病検査及びブルセラ病検査

牛 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

2 肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

3 ピロプラズマ病検査及びだに駆除

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

4 ひな白痢検査及びニューカッスル病予防注射

種鶏及びこれらの鶏と同一構内で飼育している鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、注射、駆除及び投薬の方法

1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応

2 ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

3 肝てつ検査 皮内反応及び虫卵検査

4 ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査

5 ひな白痢検査 ひな白痢急速凝集反応

6 ニューカッスル病予防注射 ニューカッスル病予防液皮下注射

7 肝てつ駆除のための投薬 ビチオノール製剤投与
 8 だに駆除 BHC散布

別表

結核病検査及びブルセラ病検査

一 実施期 二 実施日 三 実施区域 四 実施場所

十月二十五日 十月二十八日 郡家町 池田、万代寺検診場
 " 二十六日 " 二十九日 " 郡家、井古"
 " 二十七日 " 三十日 " 花、西御門、私都"

ピロプラズマ病検査及びだに駆除

実施期日 実施区域 実施場所

十一月五日 関金町 大河原検診場

" 六日 倉吉市 富海"

" 八日 " 上大立"

" 九日 三朝町 木地山"

" 十日 " 大谷"

肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

実施期日 実施区域 実施場所

十月二十五日 郡家町 池田、万代寺検診場

" 二十六日 " 郡家、井古"

" 二十七日 " 花、西御門、私都"

" 二十五日 会見町 賀野"

" 二十六日 " " "

" 二十七日 " " "

" 二十八日 " " "

" 二十九日 " " " 手間"
 " 三十日 " " " "

十一月一日

" 二日

" 四日

" 五日

ひな白痢検査及びニューカッスル予防注射

実施期日 実施区域 実施場所

十月二十五日 船岡町 各種鶏場

" 二十六日 郡家町

" 二十七日 船岡町

" 二十八日 河原町

" 二十九日 八東町 若桜町

" 三十日 八東町

" 河原町

" 用瀬町

" 船岡町

十一月一日 " "

" 二日 用瀬町

" 四日 " "

" 五日 郡家町

" 六日 船岡町

" 八日 河原町

" 九日 船岡町

"	十日	八東町	"
"	"	"	"
"	"	船岡町	"
"	十一日	"	"
"	十二日	用瀬町	"
"	十三日	"	"
"	十五日	河原町	"
十月二十七日	"	大栄町	"
"	二十八日	東伯町	"
"	二十九日	"	"

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十二号

昭和四十年第八回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十年十月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 定 治

一 日時 昭和四十年十月二十五日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地 鳥取県庁

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 1 都道府県選挙管理委員会連合会中国支会総会の開催について

2 参議院議員通常選挙に関する表彰について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十七号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十年十月十九日

鳥取県公安委員会委員長 井 上 善 一

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十年十月二十六日 午後一時三十分から

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県警察本部内(県庁七階)

鳥取県公安委員会委員室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

1 八頭郡智頭町大字智頭一七九四 高階 茂

2 倉吉市堺町二丁目九六一 土橋 光臣

鳥取県公安委員会告示第二十八号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十年十月十九日

鳥取県公安委員会委員長 井 上 善 一

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十年十月二十八日 午前九時から

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県警察本部内(県庁七階)鳥取県公安委員会委員室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

- 1 気高郡気高町大字下坂本一、〇三六 自動車等運転者 刑部 智友
- 2 八頭郡河原町大字河原五〇の二 自動車等運転者 大谷 幸雄
- 3 八頭郡八東町大字用呂一、三一八 自動車等運転者 矢部 淳
- 4 八頭郡家町大字下門尾二五の一 自動車等運転者 北川 寿雄
- 5 八頭郡八東町大字新興寺五八二 自動車等運転者 藤田 忠男
- 6 八頭郡智頭町大字穂見五四七 自動車等運転者 谷口 富吉
- 7 倉吉市上井町一丁目一 自動車等運転者 石田 正
- 8 東伯郡東郷町大字長和田七四八 自動車等運転者 鹿田 聖
- 9 倉吉市大谷茶屋 連絡所内 自動車等運転者 柴山 徳能
- 10 倉吉市塚町二丁目二二五 西村美理方 自動車等運転者 川内 忠一
- 11 倉吉市鍛冶町一丁目二九四二 自動車等運転者 坂口 守
- 12 倉吉市越中町二、〇七二 自動車等運転者 山口 晋
- 13 東伯郡東郷町大字田畑二五九 自動車等運転者 北田 博義
- 14 倉吉市大河内二五一の一 自動車等運転者 佐々木 勇
- 15 鳥取市内海中四三七 自動車等運転者 佐々木昌彦
- 16 鳥取市田島四七五 自動車等運転者 中住 宣周
- 17 鳥取市立川町五丁目無番地 自動車等運転者 伊藤 延明
- 18 鳥取市桂木三〇七の一 自動車等運転者 荒島 茂都
- 19 鳥取市吉方六四一 自動車等運転者 植木 勝美
- 20 鳥取市湯所町一丁目一二三 自動車等運転者 米田 正一
- 21 鳥取市南隈三五 自動車等運転者 米田 一郎

- 22 気高郡気高町大字下石一六四 自動車等運転者 角田 豊
- 23 鳥取市田島六〇〇 自動車等運転者 喜多嶋秀明
- 24 岩美郡国府町大字宮の下一四一の一 自動車等運転者 片山 実
- 25 鳥取市下味野二一の三 自動車等運転者 坂本 龜藏

公 告

一般国道9号線東鳥取国道改築工事及び県市町村道路収付工事用地の収用にかかる徴収申請についての収用委員会の審理を次のとおり開催する。

昭和40年10月19日

鳥取県収用委員会 会長 若 木 礼

1 日時 昭和40年10月25日 午後1時から

2 場所 鳥取市東町 鳥取県議会議事堂第1委員会室

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取県印刷所

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】